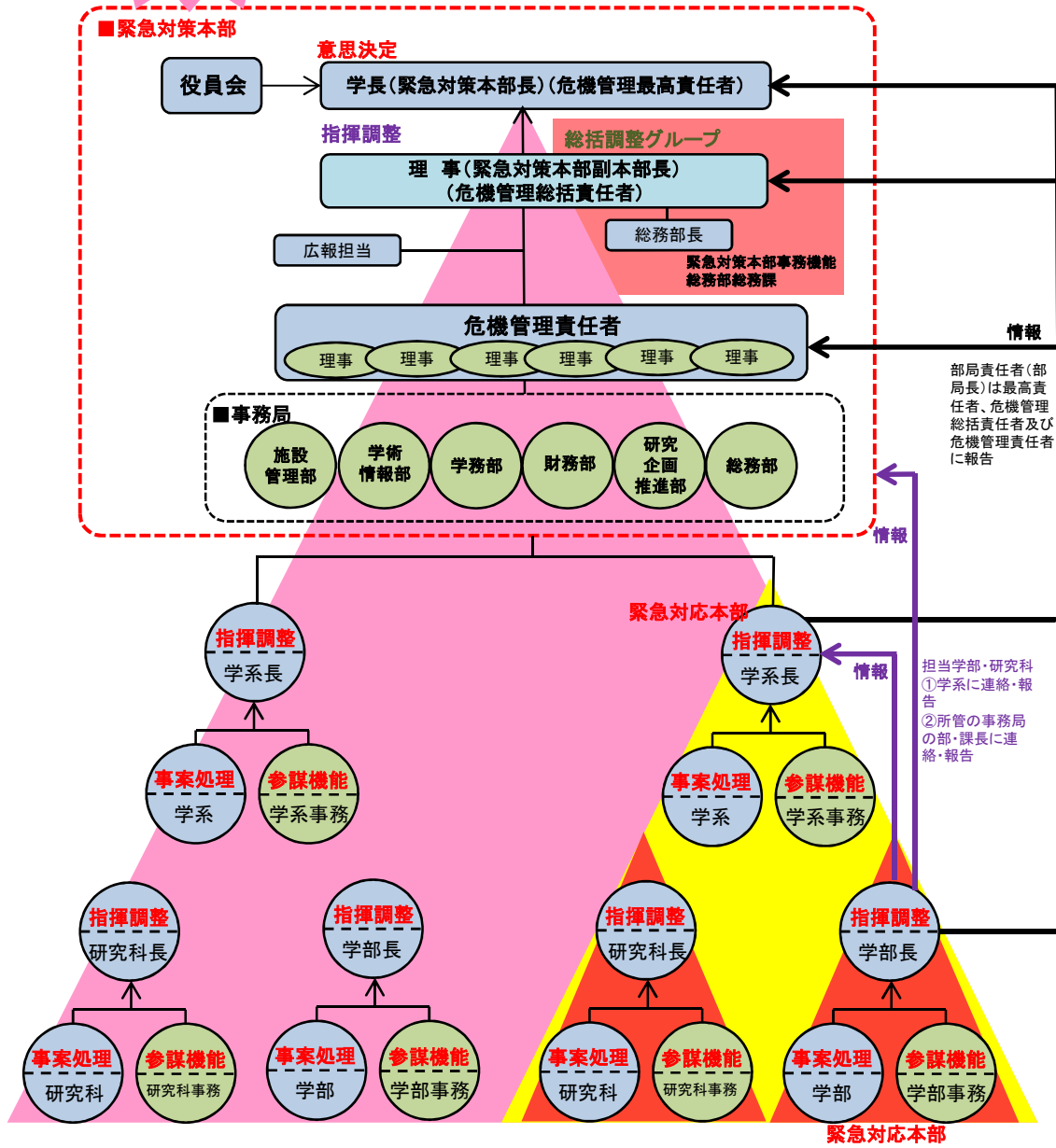


全学に関わる  
危機発生！



**レベル3** (対応例)地震等の全学に関わる危機

# 危機管理計画

—危機発生時の対応マニュアル—



令和6年3月

Niigata University

## Contents ●目次

◎新潟大学危機管理計画とは

1

- －国立大学法人新潟大学危機管理規則
- －新潟大学危機管理本部規程

### 本編

1	危機管理体制の考え方	4
2	危機発生時(地震・津波)における初動対応	11
3	危機発生時における緊急対策本部体制	21
4	本学の危機への備えと取り組み	32
5	学内のAED設置について	41
6	事件・事故・法令違反の指摘等及び要望・苦情の報告	44

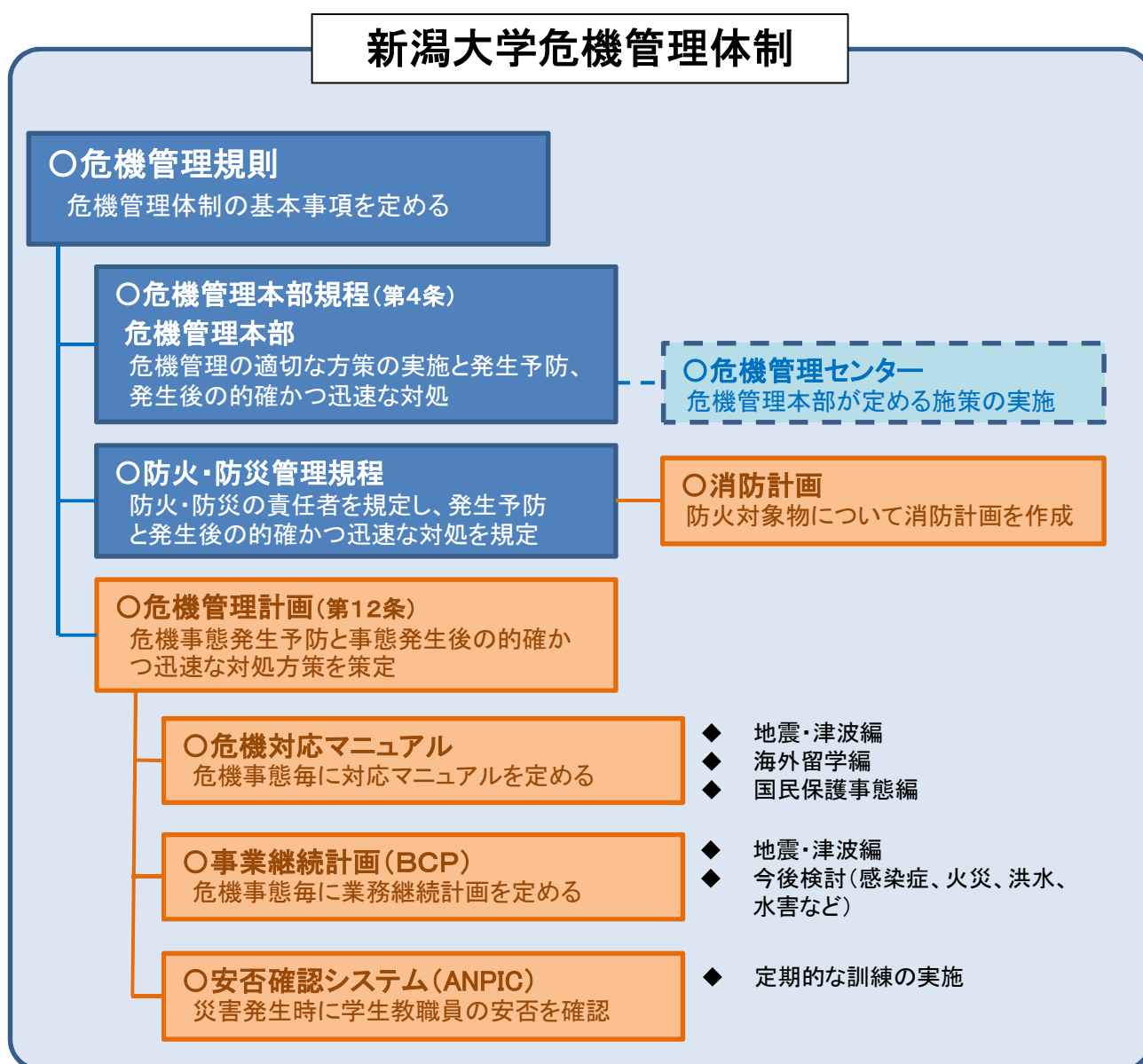
### 参考資料編

7	参考資料－危機対応の考え方	49
8	緊急連絡先一覧	59

## 0 新潟大学危機管理計画とは

本学では、国立大学法人へ移行した平成16年度から「学生及び職員の生命、身体又は本学の施設、財産等に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止のため」に危機管理室を設置し、平成22年10月には学長を本部長とする危機管理本部を設置してそのもとに危機管理室（令和4年10月「危機管理センター」に名称変更）を置いた。危機管理本部は、本学における危機管理に係る事務に関し連絡調整を行い、危機管理に関する学長の、職員及び学生への指示又は命令について、役員会との連携のもとに補佐することを目的とする組織である。

本計画は、本学の危機事態の発生を予防するとともに、当該事態の発生後において、役員及び職員がこれに的確かつ迅速に対処するための方策等を取りまとめたものである。



# 0 新潟大学危機管理計画とは

国立大学法人新潟大学危機管理規則(平成28年4月28日 規則第17号)

(目的)

**第1条** この規則は、国立大学法人新潟大学(以下「本学」という。))において発生する危機に迅速かつ的確に対応するため、本学における危機管理体制その他基本事項を定めることにより、本学の職員及び学生等の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 危機 火災、災害及び重篤な感染症の発生その他の重大な事件又は事故により、職員及び学生等の生命若しくは身体若しくは本学の財産及び名誉若しくは業務の継続に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。

(2) 危機管理 職員及び学生等の生命若しくは身体又は本学の施設、財産等に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態の発生防止及び当該事態への対処をいう。

(3) 部局 各学系、各学部(教育学部(教育学部(教育学部)にあっては、養護教諭特別科を含む。))、各研究科、医歯学総合病院、各附属学校、各附置研究所、各全学共通教育研究組織、各機構、本部に置く各組織、事務局、各事務部及び監査室をいう。

(4) 部局長 前号の部局の長をいう。ただし、事務局にあっては、理事のうち事務の総括を担当する者とする。

(5) 職員及び学生等 本学の役員、職員、学生、生徒、児童及び園児並びに医歯学総合病院の患者及び本学において業務等を行うことが認められている者をいう。

(学長等の責務)

**第3条** 学長及び理事は、本学における危機管理を統括し、全学の危機管理体制の充実を図るものとする。

2 部局長は、当該部局における危機管理を統括し、危機管理体制の充実を図るものとする。

3 職員は、本学における危機管理体制が適切かつ有効に機能するよう常に危機管理意識を持って、その職務の遂行に当たるものとする。

(危機管理本部)

**第4条** 本学における危機管理に関する事項を統括する組織として、危機管理本部を置く。

2 危機管理本部に関し必要な事項は、別に定める。

(危機管理最高責任者)

**第5条** 本学の危機管理における最終責任を負う者として危機管理最高責任者(以下「最高責任者」という。)を置く。

2 最高責任者は、学長とする。

(危機管理総括責任者)

**第6条** 本学に、危機管理に関する業務を総括させるため、危機管理総括責任者(以下「総括責任者」という。)を置く。

2 総括責任者は、総務を担当する理事をもって充てる。

(危機管理責任者)

**第7条** 本学に、危機管理に関する業務を担当させるため、危機管理責任者(以下「管理責任者」という。)を置く。

2 管理責任者は、理事をもって充てる。

3 管理責任者は、学長が指定した業務に関する危機管理のための施策の策定、実施、実施効果の検証及び施策の見直し等について掌理するものとする。

4 管理責任者は、前項の実施状況等について、随時、総括責任者に報告するものとする。

(危機管理部局責任者)

**第8条** 本学に、部局における危機管理に関する業務を担当させるため、危機管理部局責任者(以下「部局責任者」という。)を置く。

2 部局責任者は、部局長をもって充てる。

3 部局責任者は、部局における危機管理の推進のための施策の実施、実施状況の把握及び実施状況の総括責任者又は管理責任者への報告等について掌理するものとする。

(危機に関する通報等)

**第9条** 職員及び学生等は、緊急に対処すべき危機が発生し、又は発生するおそれがあることを発見したときは、部局責任者及び関係行政機関等へ通報するものとする。

2 前項の通報を受けた部局責任者は、速やかに当該危機の状況を確認し、必要な措置を講ずるとともに、最高責任者、総括責任者及び管理責任者に報告するものとする。

(緊急対策本部)

**第10条** 最高責任者は、前条に規定する危機発生時の報告を受け、全学的な対策が必要な場合は緊急対策本部を設置し、当該危機に対する方策を講ずるものとする。

2 最高責任者は、緊急対策本部長となり、当該危機に関する方策について掌理する。

3 総括責任者は緊急対策本部副本部長となり、緊急対策本部長を補佐し、緊急対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。

4 緊急対策本部の構成員は、緊急対策本部長及び緊急対策本部副本部長のほか、管理責任者、事務局各部の構成員及びその他緊急対策本部長が指名した者をもって充てる。

(緊急対応本部)

**第11条** 部局責任者は、第9条に規定する危機発生時の報告を受けたときは、必要に応じて緊急対応本部を設置し、当該危機への対応を行うものとする。

2 部局責任者は、緊急対応本部長となり、当該危機対応の責任者となる。

3 緊急対応本部の構成員は、緊急対応本部長のほか、緊急対応本部長が指名した者をもって充てる。

4 緊急対応本部長は、当該危機への対応状況について、必要に応じて、総括責任者及び管理責任者に報告するとともに、当該危機に関し協議を行い、対応に当たるものとする。

(危機管理計画の策定)

**第12条** 本学は、危機事態の発生予防と、当該事態の発生後において役員及び職員がこれに的確かつ迅速に対処するための方策等を取りまとめた新潟大学危機管理計画(以下「危機管理計画」という。)を策定するものとする。

2 危機管理計画は、危機管理本部において策定するものとし、定期的に見直し改訂を行うものとする。

(雑則)

**第13条** この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

# 0 新潟大学危機管理計画とは

## 新潟大学危機管理本部規程(平成22年9月30日規程第28号)

(趣旨)

**第1条** この規程は、新潟大学学則(平成16年学則第1号)第13条及び国立大学法人新潟大学危機管理規則(平成28年規則第17号。以下「規則」という。)第4条に規定する新潟大学危機管理本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の業務)

**第2条** 本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 危機管理に係る方策の企画・立案に関すること。
- (2) 危機事態への対応に関すること。
- (3) その他規則第1条の目的を達成するために必要な業務

(本部の組織)

**第3条** 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 危機管理センター長
- (4) 危機管理センター副センター長
- (5) 危機管理センターの専任教員
- (6) 総務部長
- (7) その他学長が指名する職員

2 本部に、本部長、副本部長及び副本部長補を置き、本部長は学長をもって充て、副本部長は理事のうち学長が指名する者をもって充て、副本部長補は総務部長をもって充てる。

3 本部長は、本部に関する事務を統括する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副本部長補は、副本部長を補佐する。

(本部会議)

**第4条** 本部に、危機管理に関する重要事項を審議するため、危機管理本部会議(以下「本部会議」という。)を置く。

2 本部会議は、前条第1項第1号から第6号に掲げる者をもって組織する。

3 本部会議に議長を置き、本部長をもって充て、必要に応じて会議を招集する。

4 議長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

5 会議は、構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数をもって議事を決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 議長が必要と認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(危機管理センター)

**第5条** 本部に、規則第1条の目的を達成するため、危機管理センターを置く。

(危機管理センターの業務)

**第6条** 危機管理センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 危機管理に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (2) 危機管理に係る体制及びシステムの整備に関すること。
- (3) 危機管理における学内外組織との連絡調整に関すること。
- (4) 危機管理に係るマニュアルの作成及び整備に関すること。
- (5) 危機管理に係る学内研修等の立案・実施に関すること。
- (6) その他規則第1条の目的を達成するために必要な業務

(危機管理センターの組織)

**第7条** 危機管理センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) 危機管理センター長
- (2) 危機管理センター副センター長
- (3) 専任教員
- (4) その他必要な職員

2 危機管理センター長は、危機管理センターの業務を掌理する。

3 危機管理センター副センター長は、医歯学系長及び医歯学総合病院長をもって充て、危機管理センター長を補佐する。

4 第1項第3号に掲げる職員は、危機管理センター長の命を受け、危機管理センターの業務に従事する。

(分室)

**第8条** 危機管理センターに、旭町地区の危機管理センター業務を遂行するため、旭町分室を置く。

(専任教員の選考)

**第9条** 危機管理センターの専任教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

**第10条** 本部の事務は、総務部において処理する。

(雑則)

**第11条** この規程に定めるもののほか、本部及び危機管理センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。